

## 蒲郡市公共施設見直し検討委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、蒲郡市の公共施設の設置及び再配置について検討するため、蒲郡市公共施設見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、公共施設とは、蒲郡市公有財産管理規則（昭和39年規則第12号）第36条に規定する公有財産台帳に建物として登載されているもの（登載される予定のものを含む。）及び当該建物の敷地（敷地となっていた土地及び敷地となる予定の土地を含む。）をいう。

### (組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係する部局の職員、有識者等を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

### (検討事項)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 公共施設の実態調査及び現状分析に関すること。
- (2) 公共施設の設置方針、保全方針及び再配置方針に関すること。
- (3) その他委員会の目的を達成するため必要な事項

### (委員会の運営)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

### (幹事会)

第6条 第4条に掲げる事項の検討を円滑に推進するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって組織し、幹事長が招集する。
- 3 幹事長は、総務部長をもって充て、会務を総理する。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、関係する部局の職員、有識者等を幹事

会に出席させ、意見を求めることができる。

(作業部会)

第7条 公共施設に関する調査・研究等を行うため、委員会に作業部会を置く。

2 作業部会は、別表第3に掲げる課の長の推薦により、その所属する職員をもつて組織する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部資産マネジメント課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係) (委員会)

委員長	副市長
委員	危機管理監
	ウェルビーイング推進監
	企画部長
	総務部長
	市民生活部長
	こども健康部長
	福祉部長
	産業振興部長
	建設部長
	都市開発部長
	消防長
	教育部長

別表第2 (第6条関係) (幹事会)

幹事長	総務部長
幹事	危機管理課長
	ウェルビーイング推進課長
	企画政策課長
	行政課長
	財政課長
	協働まちづくり課長
	交通防犯課長
	環境清掃課長
	子育て支援課長
	健康推進課長
	福祉課長
	長寿課長
	観光まちづくり課長
	みなとみらい課長
	建築住宅課長
	都市計画課長
	総務課長
	教育政策課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	スポーツ推進課長
	博物館長

別表第3（第7条関係）（作業部会）

危機管理課
ウェルビーイング推進課
企画政策課
財政課
協働まちづくり課
交通防犯課
環境清掃課
子育て支援課
健康推進課
福祉課
長寿課
観光まちづくり課
みなとみらい課
建築住宅課
都市計画課
教育政策課
生涯学習課
スポーツ推進課
博物館